

# 第1章 区財政の現状

## 1 決算規模（歳出）

平成20年度の決算規模（歳出決算額）は、平成16年度と比較すると181億円（平成16年度1,516億円、平成20年度1,697億円）の増11.9%の伸びとなっています。

主な要因としては、板橋区経営刷新計画の着実な実施により人件費が22億円減となったものの、施設整備にかかる普通建設事業費が70億円、72.9%増、構成比で歳出全体の1/4を占める生活保護費をはじめとする扶助費が55億円、12.7%増、国民健康保険、老人保健医療、介護保険等の各特別会計への繰出金が22億円、14.0%増があげられます。

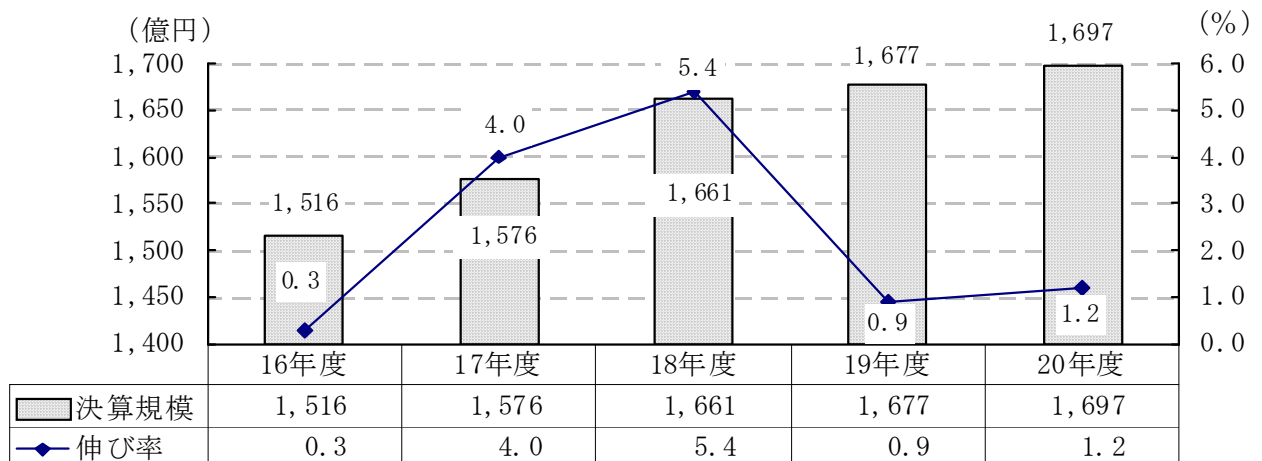
決算規模は、施設建設等の経費である普通建設事業費などの増減によって年度間に変動が生じるものですが、平成18年度から1,600億円を超え、平成20年度決算額は1,697億円となっています。

平成16年度から平成17年度は緑の基金の廃止に伴い、緑の基金から土地の買戻しを行ったことによる37億円の増などにより計60億円（4.0%）の増で、平成17年度から平成18年度が義務教育施設整備基金への積立73億円、板橋区保健所の用地取得及び建設経費18億円の増などにより計85億円（5.4%）の増と大幅な伸びを示しています。平成18年度から平成19年度は、大谷口小学校の改築18億円などにより、16億円（0.9%）の増となっています。

平成19年度から平成20年度は、小豆沢体育館改修10億円などにより、20億円（1.2%）の増となっております。

平成20年度決算額（1,697億円）は、23区全体（30,327億円）の5.6%に相当します。これは、平成16年度決算額（1,516億円）が、23区全体（26,535億円）の5.7%であったことからほぼ同水準で推移しています。

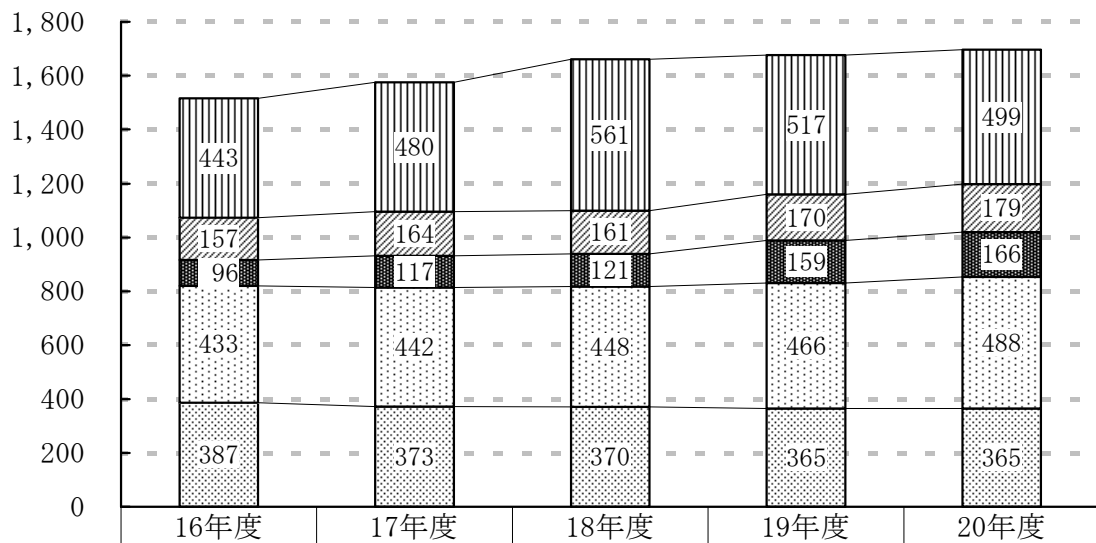
決算規模の推移



※ 伸び率は、前年度の決算規模に対する伸び率です。

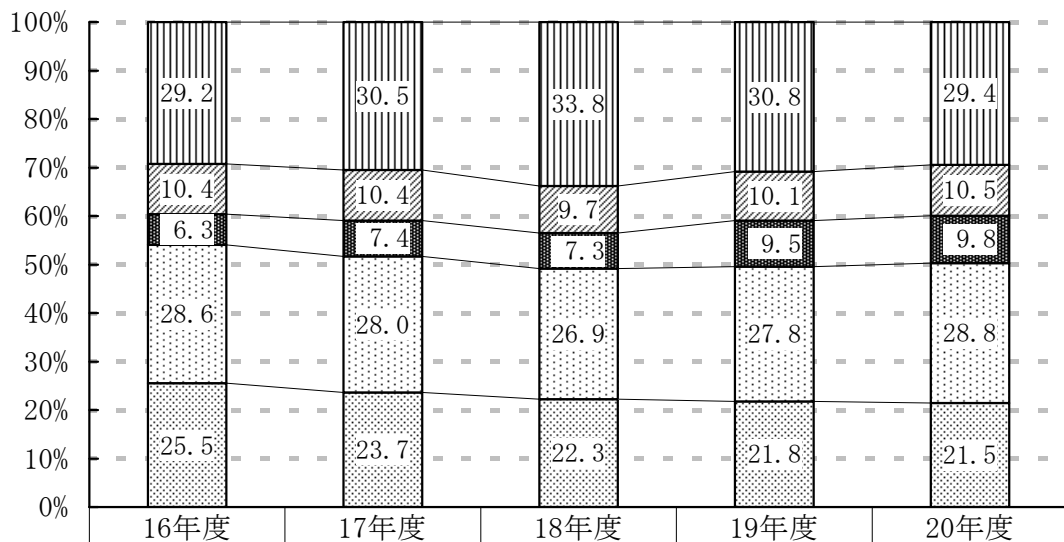
(億円)

### 決算内訳の推移



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
□ その他	443	480	561	517	499
▨ 繰出金	157	164	161	170	179
■ 普通建設事業費	96	117	121	159	166
▩ 扶助費	433	442	448	466	488
▧ 人件費	387	373	370	365	365

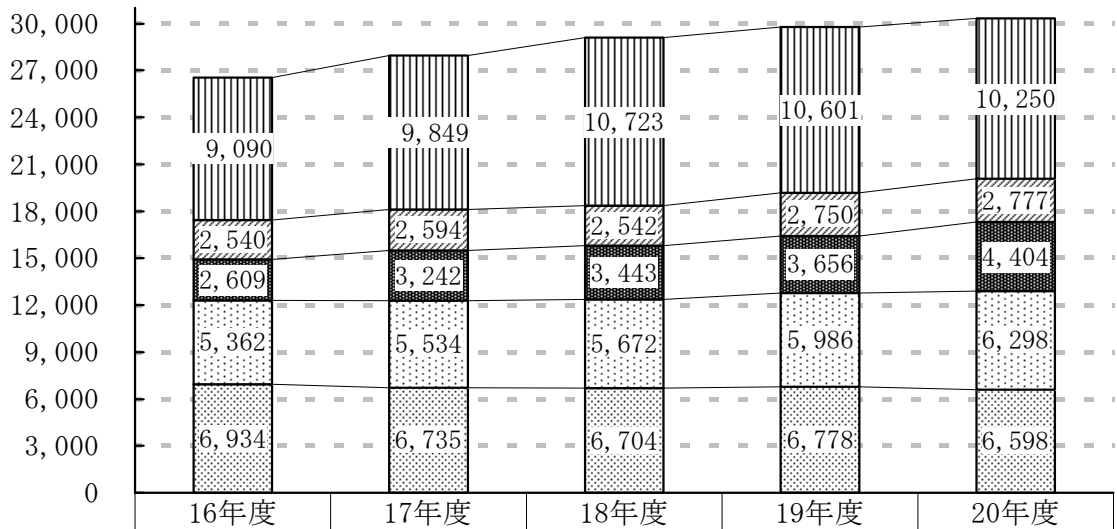
### 決算内訳(構成比)の推移



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
□ その他	29.2	30.5	33.8	30.8	29.4
▨ 繰出金	10.4	10.4	9.7	10.1	10.5
■ 普通建設事業費	6.3	7.4	7.3	9.5	9.8
▩ 扶助費	28.6	28.0	26.9	27.8	28.8
▧ 人件費	25.5	23.7	22.3	21.8	21.5

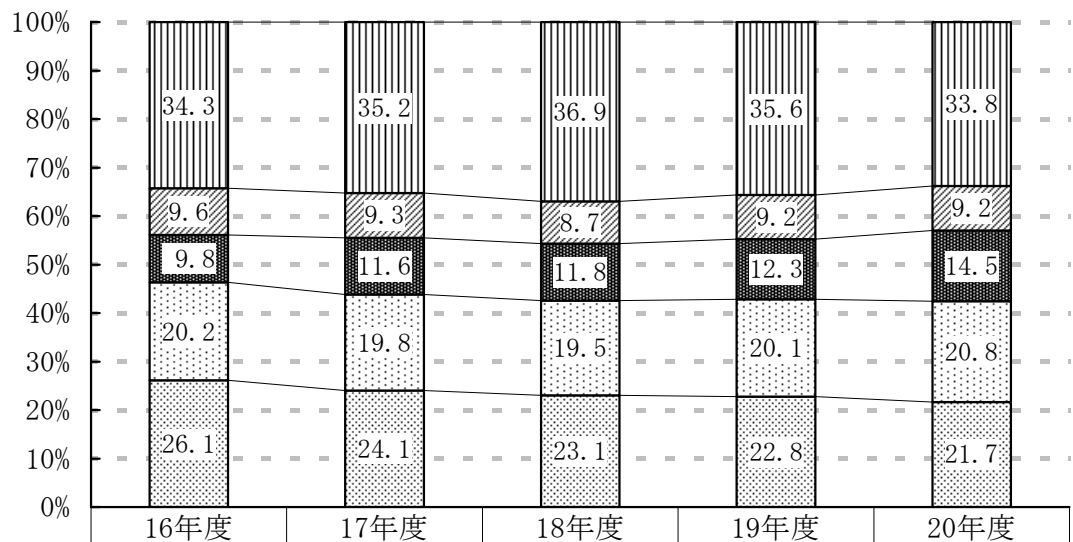
(億円)

## 23区 決算内訳の推移



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
□ その他	9,090	9,849	10,723	10,601	10,250
▨ 繰出金	2,540	2,594	2,542	2,750	2,777
■ 普通建設事業費	2,609	3,242	3,443	3,656	4,404
▤ 扶助費	5,362	5,534	5,672	5,986	6,298
▧ 人件費	6,934	6,735	6,704	6,778	6,598

## 23区 決算内訳(構成比)の推移



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
□ その他	34.3	35.2	36.9	35.6	33.8
▨ 繰出金	9.6	9.3	8.7	9.2	9.2
■ 普通建設事業費	9.8	11.6	11.8	12.3	14.5
▤ 扶助費	20.2	19.8	19.5	20.1	20.8
▧ 人件費	26.1	24.1	23.1	22.8	21.7

## 2 歳入

### (1) 一般財源と特定財源

歳入のうち用途が制限されないものを一般財源といい、国庫支出金など用途が特定しているものを特定財源といいます。一般財源が多いほど、財政的には好ましい状態となります。

平成20年度の歳入決算額は、平成16年度と比較すると277億円（平成16年度1,536億円、平成20年度1,813億円）の増18.0%の伸びとなっています。

主な要因としては、一般財源では所得譲与税と定率減税の補てん措置として交付されていた地方特例交付金等の減があるものの、特別区財政調整交付金の区への配分割合の変更（52%から55%）や緩やかな景気の回復による市町村民税法人分の増収により財政調整交付金の増や、三位一体改革による税源委譲により、特別区税が増となり、合計141億円の増で、13.4%の伸びとなっています。

また、特定財源では、三位一体改革により児童扶養手当負担金など国庫支出金が削減される一方、生活保護費負担金の増や定額給付金に関する補助金82億円の増などにより、合計136億円の増で、28.1%の大幅な伸びとなっています。

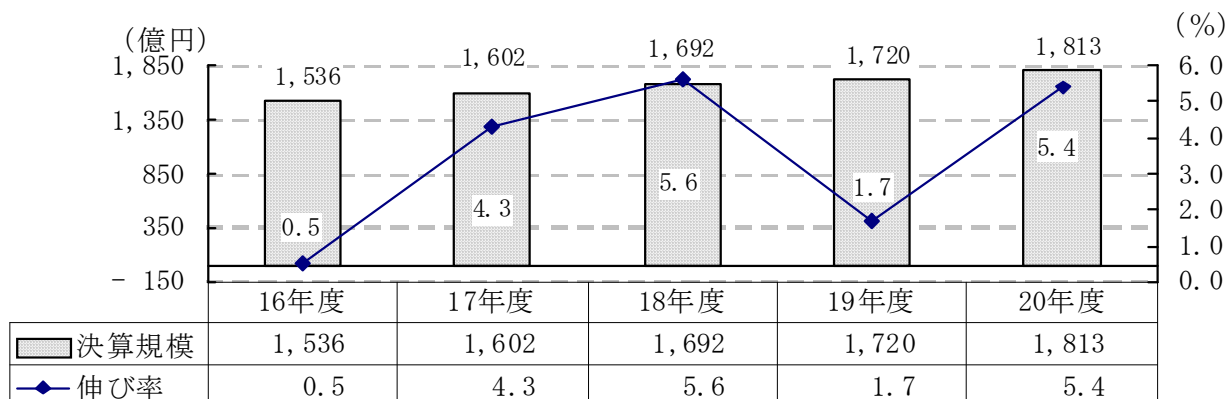
平成14年度以降の緩やかな景気回復により、平成16年度から平成18年度にかけ、特別区財政調整交付金が順調な伸びを示しました。平成19年度においては、三位一体改革による影響などを踏まえ、特別区財政調整交付金の配分率が52%から55%に引き上げられたことや、国の税源移譲等の税制改正に伴い、平成19年度から特別区税が大幅に伸び、一般財源は平成16年度1,053億円から、平成18年度は1,100億円を超え、平成20年度は1,194億円となりました。

しかしながら、三位一体改革においては、税源移譲による所得譲与税、定率減税補てん措置として交付されていた地方特例交付金や国庫支出金の廃止などにより、歳入総額として特別区税の増は相殺されています。

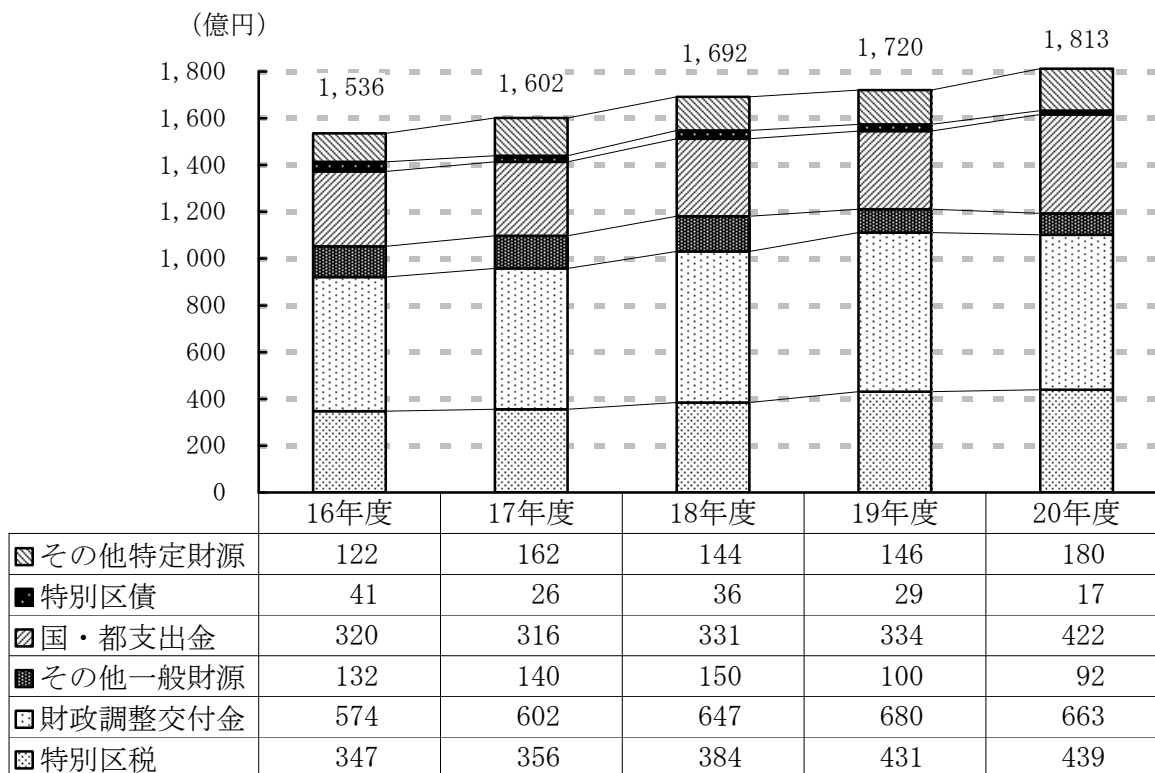
特に、平成20年度に歳入総額が1,800億円を超えた主な要因は、国庫補助金の定額給付金給付事業費補助金82億円の増によるものです。

平成20年度の歳入構成をみると、一般財源は65.9%で、そのうち主なものは、特別区財政調整交付金が36.6%、特別区税が24.2%となっており、特別区財政調整交付金の構成比が高くなっています。一方、特定財源は34.1%で、そのうち主なものは国・都支出金が23.3%となっています。

決算規模（歳入）の推移

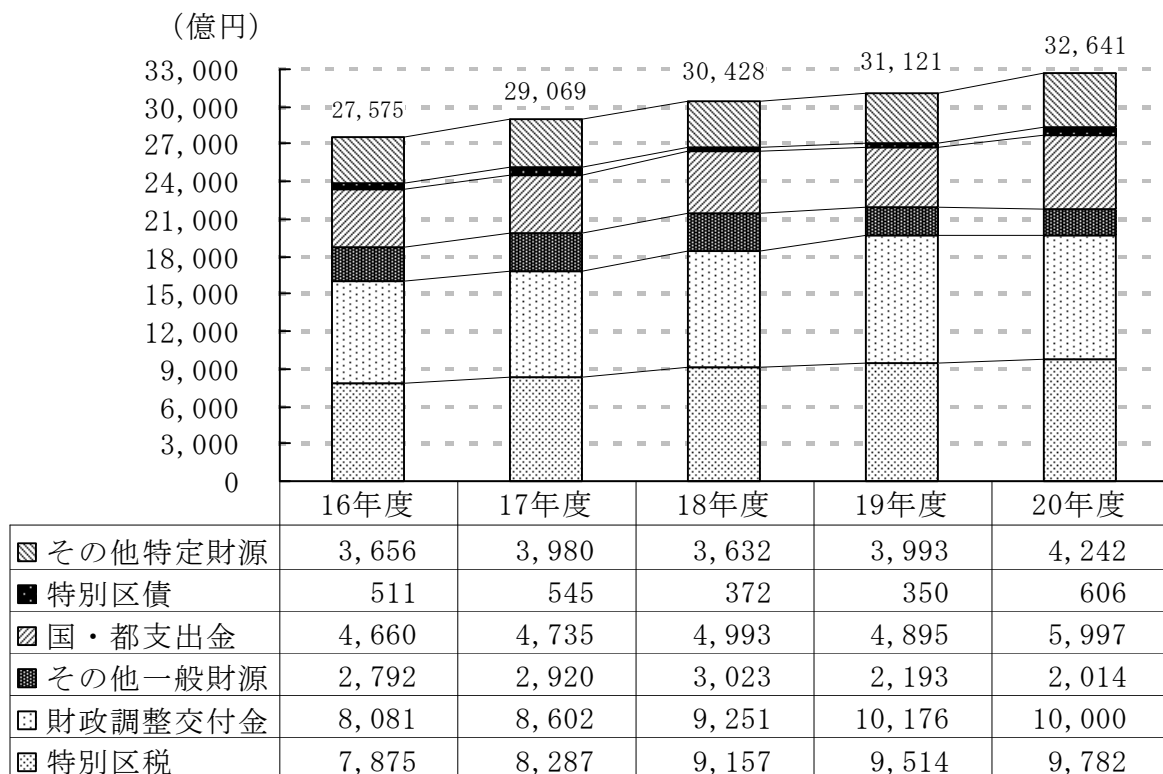


### 歳入内訳の推移



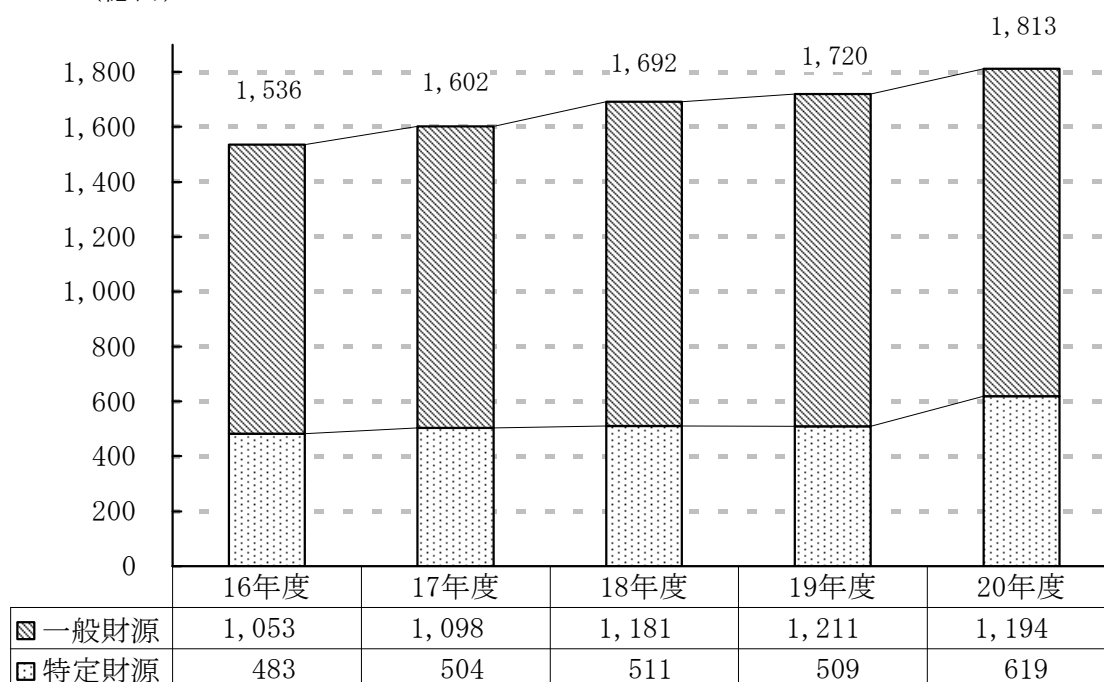
- ※ ①その他特定財源とは、分担金・負担金、使用料・手数料などです。  
 ②その他一般財源とは、地方消費税交付金、自動車取得税交付金などです。

### 23区歳入内訳の推移



(億円)

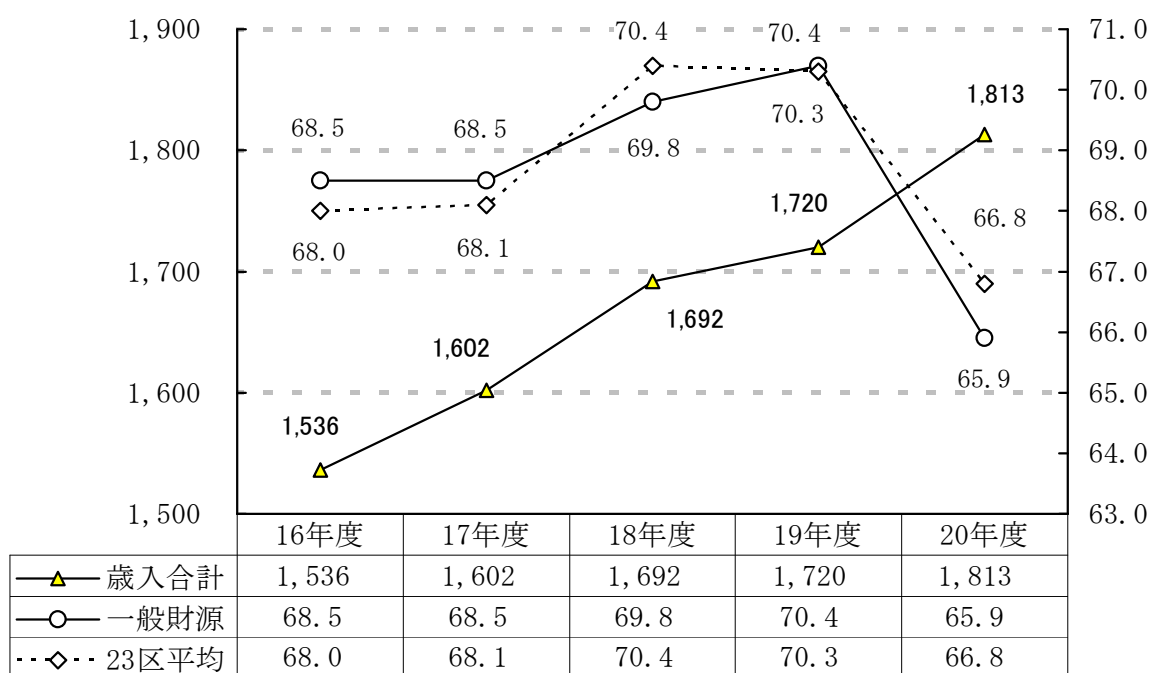
### 財源内訳の推移



(億円)

### 一般財源割合の推移

(%)

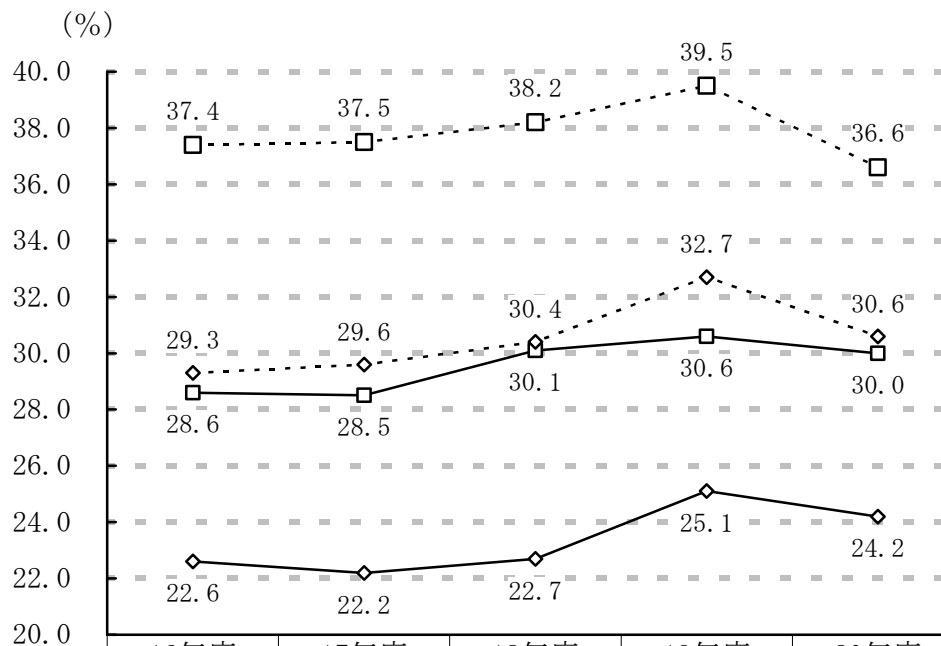


5年間の推移をみると、一般財源の構成割合は、ほぼ70%で23区平均と同様に推移しています。平成20年度の一般財源構成割合が低下している要因は、歳入合計に定額給付金事業などの翌年度に繰り越すべき財源（特定財源）82億円を含んでいるため、例年より低くなっています。

## <参考> 23区平均との比較

5年間の推移をみると、一般財源のうち自主財源の特別区税の構成比は、23区平均を下回り、依存財源である特別区財政調整交付金の構成比は、23区平均を上回っています。なお、市町村民税法人分などを財源とする特別区財政調整交付金は景気動向に大きく左右されるため、健全な財政運営を図るためにも、できる限り基金への計画的な積立を行い、年度間調整を図っていきます。

特別区税と財調交付金の構成比



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
—◇— 板橋区 (区税)	22.6	22.2	22.7	25.1	24.2
—□— 23区平均 (区税)	28.6	28.5	30.1	30.6	30.0
- - □ - - 板橋区 (財調)	37.4	37.5	38.2	39.5	36.6
- - ◇ - - 23区平均 (財調)	29.3	29.6	30.4	32.7	30.6

### <用語の説明>

一般財源：どの経費にも自由に充当することができる収入

※特別区税、地方消費税交付金、特別区財政調整交付金等

特定財源：その性質により用途が特定されている収入

※分担金・負担金、使用料、国・都支出金、特別区債

自主財源：地方公共団体が自ら徴収または収納できる収入

※特別区税、使用料、財産収入、寄附金等

依存財源：国または都の関与を受ける収入

※特別区財政調整交付金、地方譲与税、国・都支出金等

## (2) 特別区税

### ① 特別区税の推移

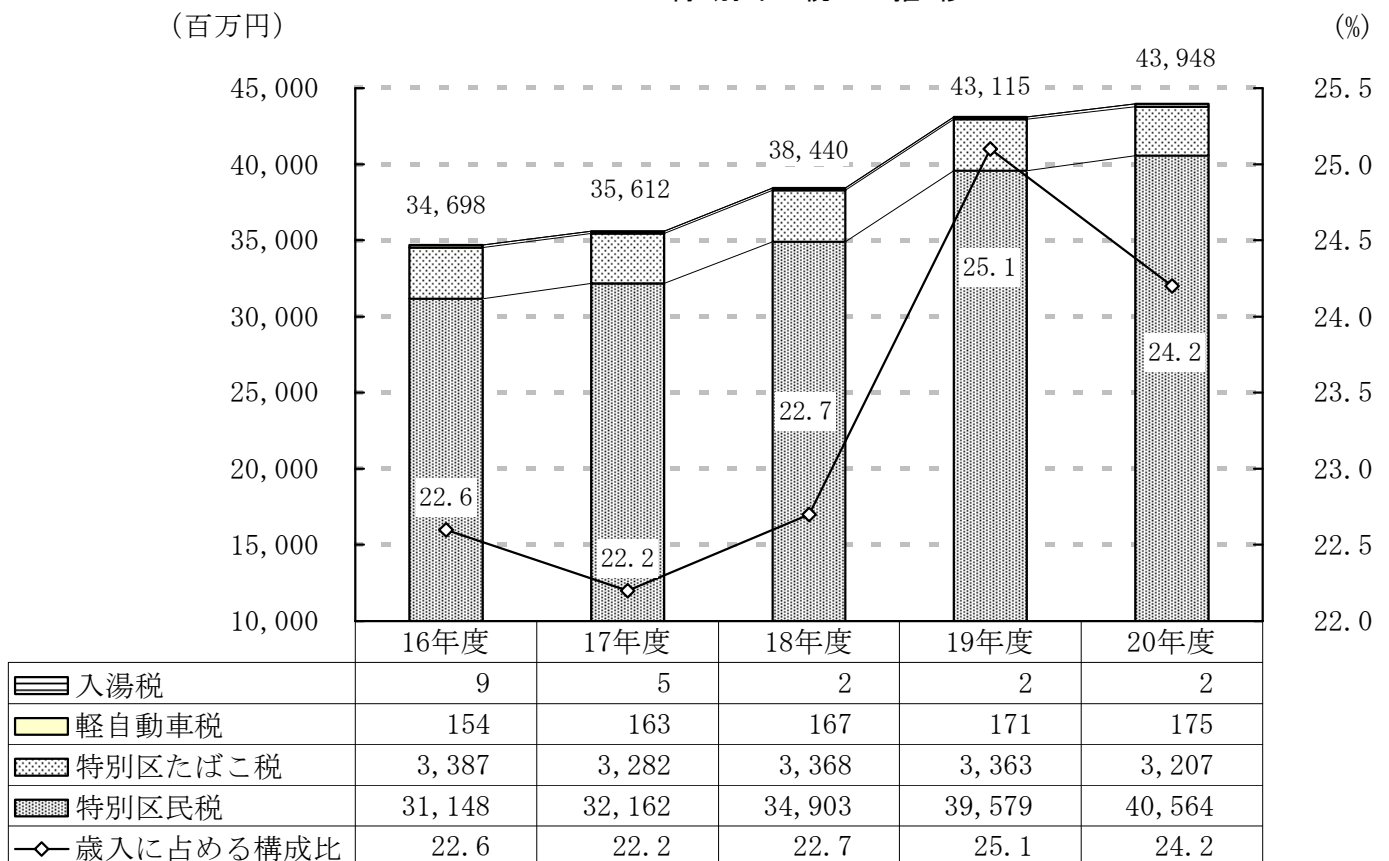
特別区税は、特別区民税、特別区たばこ税、軽自動車税、鉱産税（板橋区は課税実績なし）、入湯税の5税で構成されています。

平成20年度の決算額は439億円で、平成16年度と比較すると92億円（平成16年度347億円、平成20年度439億円）の増26.5%の伸びとなっています。この5年間は、三位一体改革による税源移譲や税制改正等により、特別区民税の収入が伸びています。

歳入総額に占める特別区税の割合は、平成19年度に三位一体改革の影響により大きく変化しており、前年に比べ2.4ポイント増となっています。歳入全体としては、税源移譲により所得譲与税が廃止されたこと、定率減税の廃止に伴う定率減税補てん分の地方特例交付金の減により、特別区税の増はほぼ相殺されています。

平成20年度に構成比が前年度対比で0.9ポイント減少していますが、特別区税は伸びたものの定額給付金にかかる交付金が増となったことにより、歳入総額が大きくなったことから特別区税の構成比が減少したものです。

特別区税の推移



## ② 特別区民税の推移

平成 20 年度の特別区民税の決算額は、平成 16 年度と比較すると 95 億円（平成 16 年度 311 億円、平成 20 年度 406 億円）の増 30.5%の伸びとなっています。

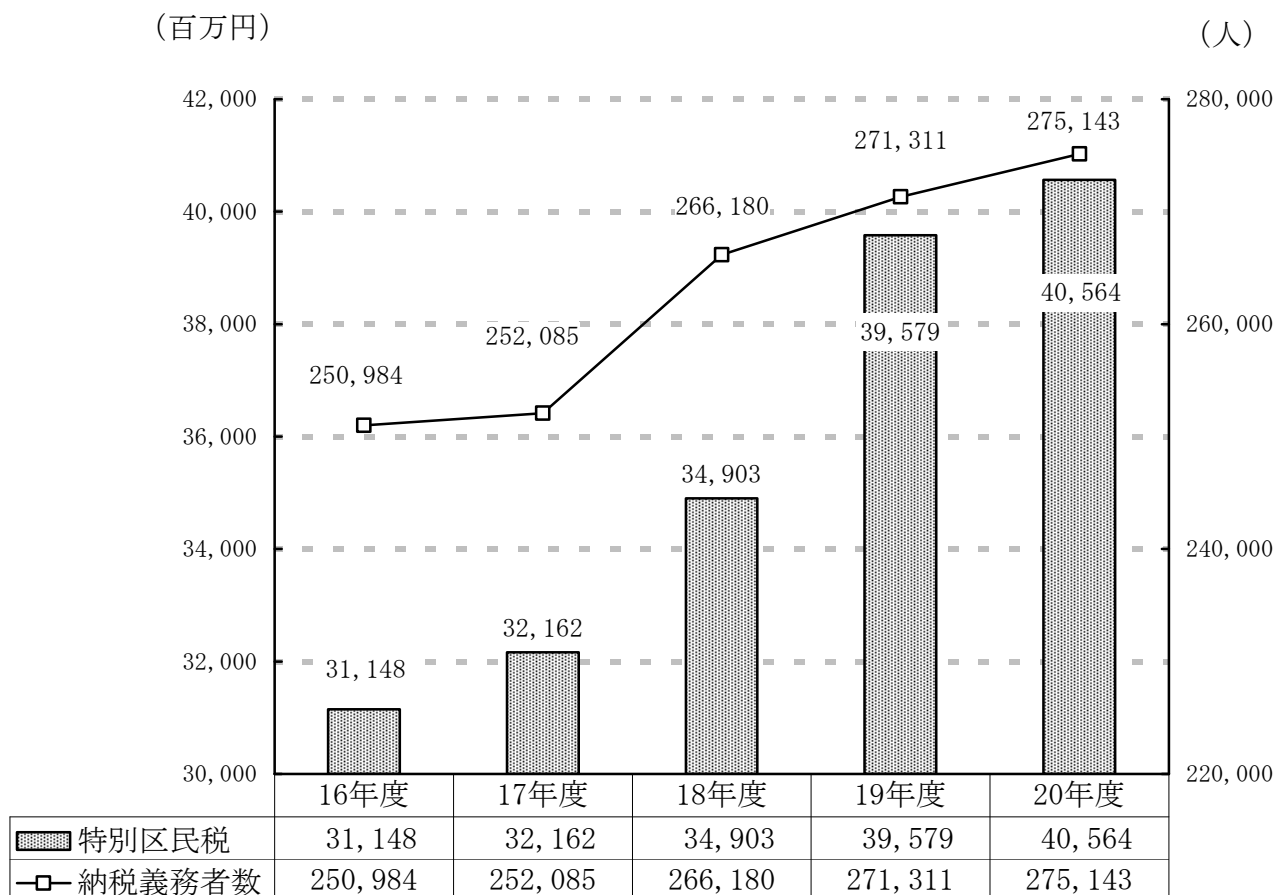
平成 16 年度から平成 18 年度までは、納税義務者の増加等により伸び、平成 19 年度はさらに三位一体改革による税源移譲や定率減税の廃止等、税制改正に伴う増税により、大幅に伸びています。

納税義務者数は、平成 16、17 年度は 25 万人で推移し、65 歳以上の非課税措置が廃止された影響等により平成 18 年度から 26 万人を超え、平成 20 年度は 275,143 人となっています。

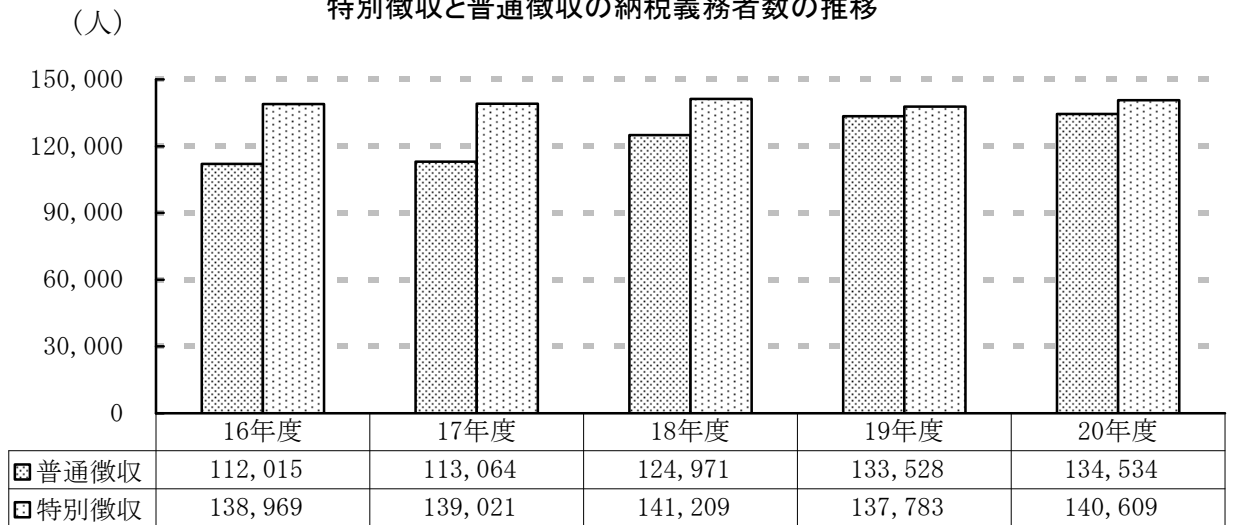
また、納税義務者一人当たりの特別区民税負担額は、平成 16 年度 124 千円に対して、平成 20 年度 147 千円で 23 千円（18.5%）増加しています。

平成 19 年度は所得割の段階別税率（課税標準額に応じて 5%・10%・13%）を一本化（10%）し、定率減税（所得割の 7.5%控除 2 万円限度）の廃止が大きな要因となって、平成 18 年度に比べて 47 億円（13.4%）と大幅に増加しています。

特別区民税の推移



特別徴収と普通徴収の納税義務者数の推移

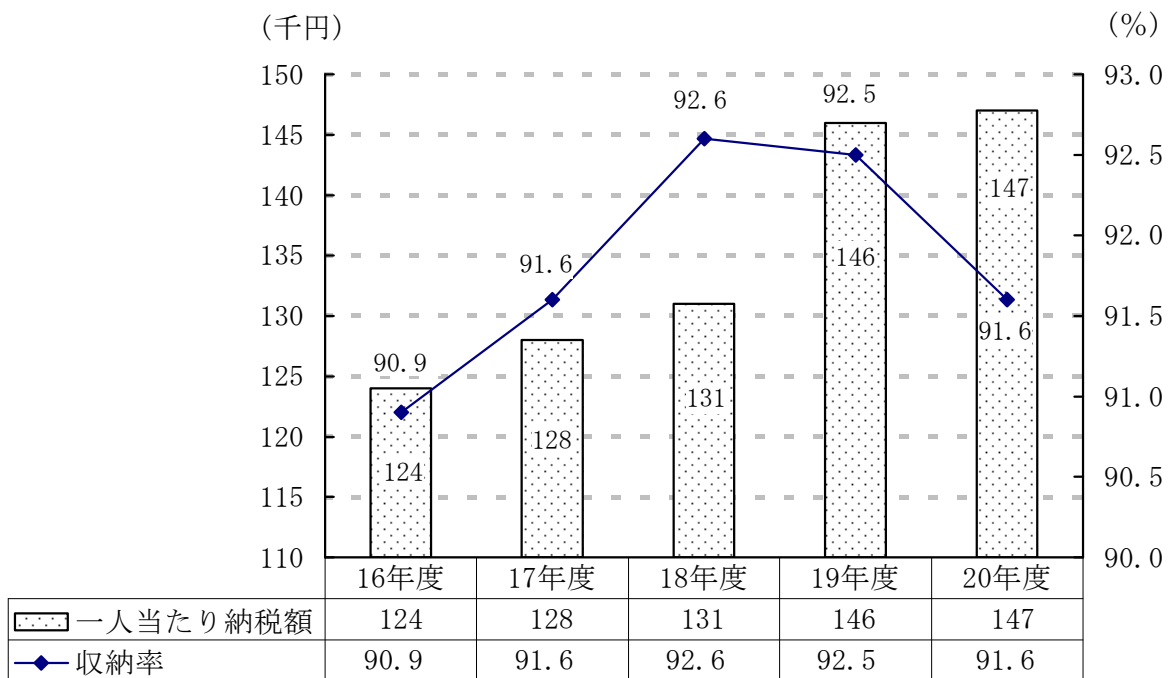


特別徴収による納税義務者は14万人前後で推移し、普通徴収による納税義務者が平成16年度の11万2千人から平成20年度は13万5千人と増加しました。

平成18年度からは、税制改正により65歳以上の非課税措置が廃止されたため、普通徴収による納税義務者が大きく増加しています。

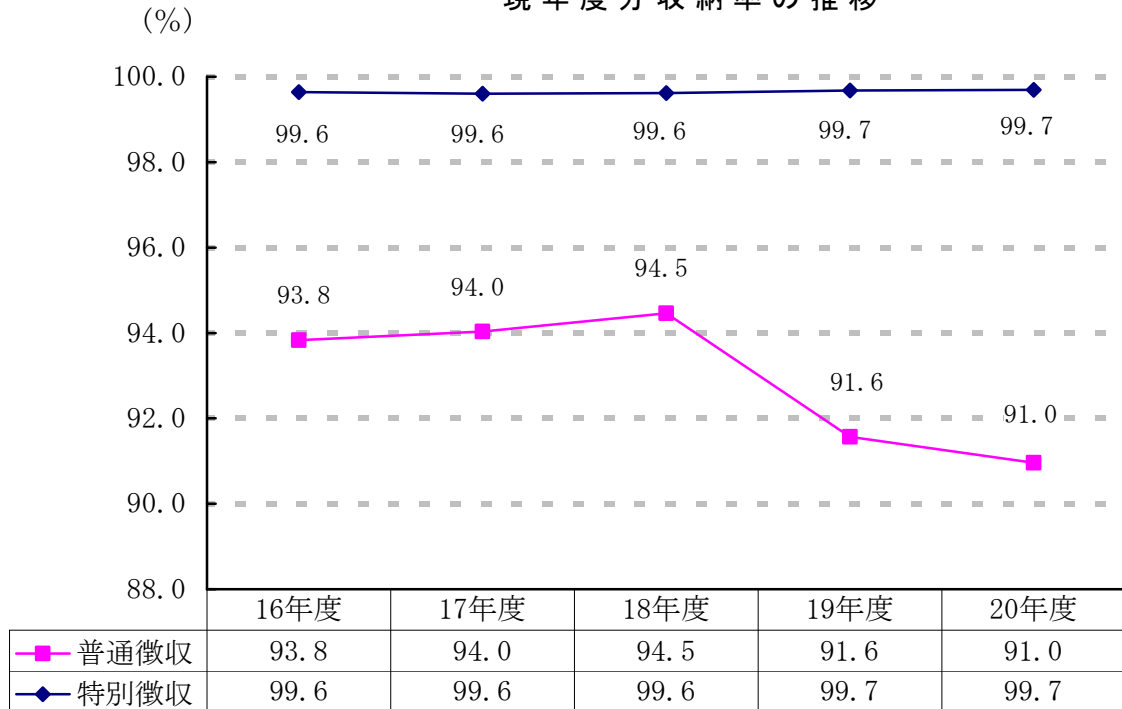
※普通徴収とは、事業所得者（製造業・小売業などを営んでいる方）や年金受給者が、直接区に納付する制度です。また、特別徴収とは、給与所得者（サラリーマン）が給与支払者を通じて納付する制度です。

一人当たりの平均納税額と収納率の推移



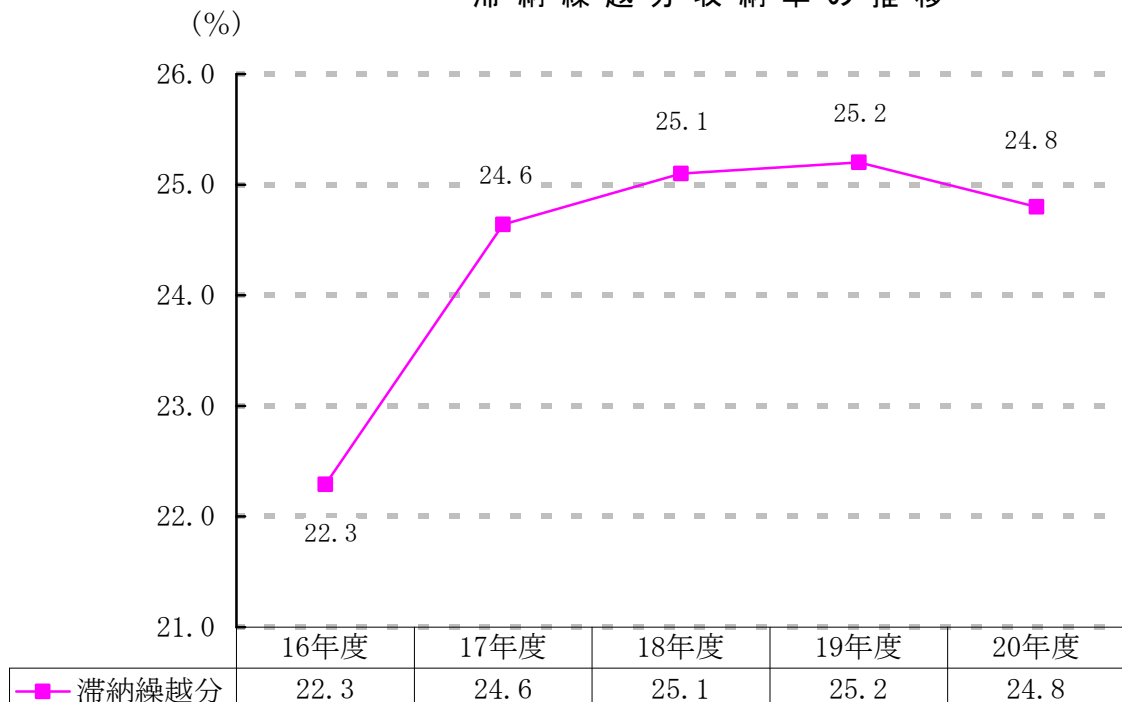
平成16年度から平成18年度にかけては徴税指導員の活用、夜間電話催告など徴収強化に努めたことにあわせて、緩やかな景気回復期であったために、収納率が向上しました。しかし、平成19年度からは、税源委譲による税率のフラット化により、税額が増加したことに加え、平成20年度からは景気悪化の影響により、収納率が低下しました。

### 現年度分収納率の推移



現年度課税分の収納率は、特別徴収がほぼ100%に近い収納率に対して、普通徴収は90%前半の収納率となっています。好景気にもかかわらず、平成19年度の普通徴収の収納率が大きく下落した要因としては、税制改正（フラット化）等により、普通徴収対象者の約3/4の方々の税額が2倍となったことがあげられます。

### 滞納繰越分収納率の推移



滞納繰越分の収納率は、平成17年度以降、25%前後で推移しています。しかし、今後は、平成19年度以降、滞納繰越額が増加しているため、収納率の低下が懸念されています。

### (3) 特別区財政調整交付金

平成 20 年度の特別区財政調整交付金の歳入に占める構成比は 36.6%で、特別区税を上回り、最も大きな収入となっています。

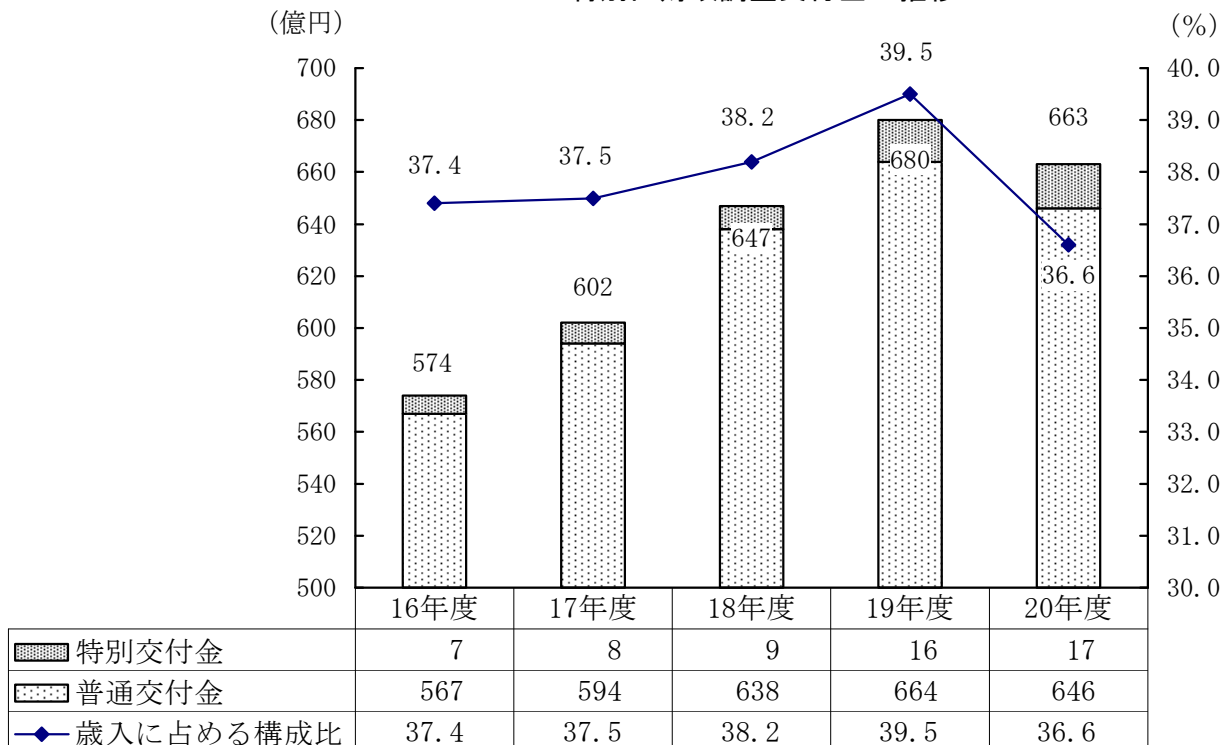
平成 20 年度の決算額は、平成 16 年度と比較すると 89 億円（平成 16 年度 574 億円、平成 20 年度 663 億円）の増 15.5%の伸びとなっています。

特別区財政調整交付金の財源である三税のうち、市町村民税法人分は景気動向に左右されやすく、平成 16 年度から平成 18 年度までは順調に伸び、さらに配分割合の変更により、平成 19 年度も増加しましたが、景気低迷の影響により、平成 20 年度は減少に転じました。

特別区財政調整交付金は平成 16 年度から平成 18 年度までは緩やかな景気回復を受け、増加してきました。また、平成 19 年度には三位一体改革の影響への対応などにより、特別区への配分率が 52%から 55%に引き上げられ、普通交付金で 26 億円の増加となりました。しかし、平成 20 年度についてはサブプライム問題に端を発した景気の落ち込みを反映し、市町村民税法人分の減により、18 億円の減となっています。

特別区財政調整交付金のうち特別交付金は、災害など特別な事情による支出に充てられるものであるため、年度間の変化が比較的大きくなります。平成 19 年度は特別交付金の交付割合が交付金総額の 2%から 5%に引き上げられたことに伴い、7 億円増となっております。平成 20 年度の特別交付金は 17 億円となり、公害緊急対策費や普通交付金算定対象外施設に係る老朽化経費等の増により、前年度比で 1 億円増となっています。

特別区財政調整交付金の推移



## 都区財政調整制度とは？

東京都は、地方自治法により、特別区の地域において府県事務のほか、本来特別区が行う事務のうち、23区の地域全体の一体性・統一性を確保する観点から、都が一体的に処理する必要がある事務（下水道、消防等）を行っています。

このことから、都区財政調整制度は、都と特別区の財源配分を行うとともに、特別区相互間の財源の均衡化を図る制度となっています。

その仕組みは、本来区税である税のうち都税として徴収している三税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）を調整財源として、都区協議において合意した配分割合（調整率：都45%、特別区55%）を調整財源に乗じた額が特別区に財政調整交付金として配分されるものです。

平成19年度から三位一体改革による減収の補てんとして2%、乳幼児医療費補助金等の都補助金8項目の廃止に伴う振替措置として1%調整率がアップし、特別区の調整率は、52%から55%に変更になりました。

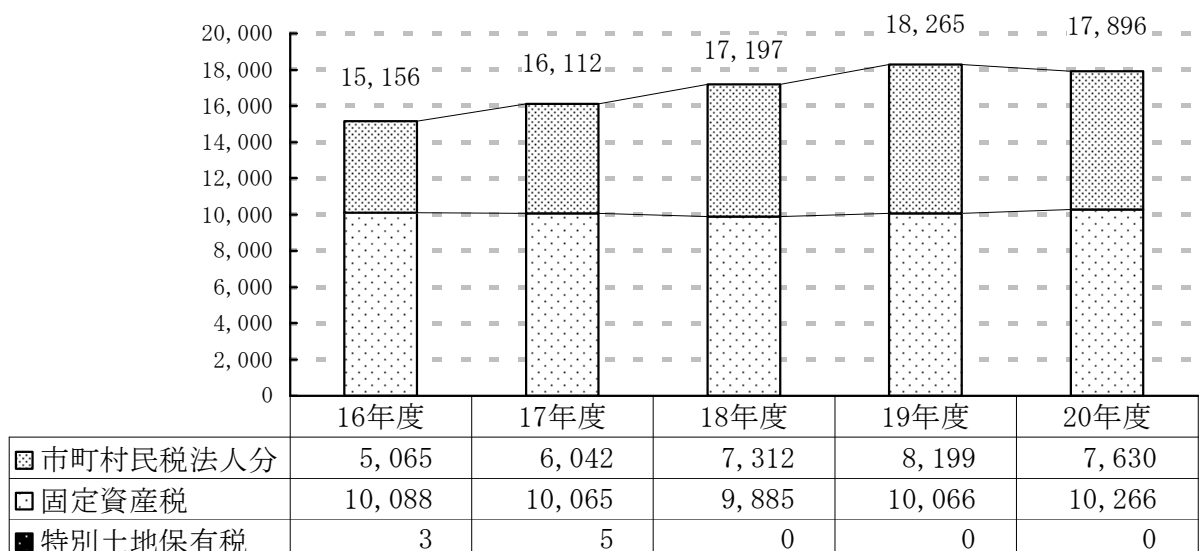
財政調整交付金には、各区の基準財政需要額（歳出）と基準財政収入額（歳入）を比較し、歳入不足の生じた区に対して不足額を交付する「普通交付金」と、災害や基準財政需要額の算定によって補足されなかった特別の財政需要等に対して交付する「特別交付金」があります。交付金総額の95%が普通交付金、5%が特別交付金として交付されます。

### <用語説明>

基準財政収入額：各区の標準的な状態で徴収が見込まれる特別区税・利子割交付金・地方消費税交付金等一般財源の収入を一定の方法で算定した額

基準財政需要額：各区が標準的な行政を行うために必要と想定される経費から、国庫補助金や使用料など特定財源を除いた一般財源の額

(億円) 調整三税の推移



※特別土地保有税は、地方税法の改正により、平成15年度以降新規課税は行われていません。

#### (4) 特別区債

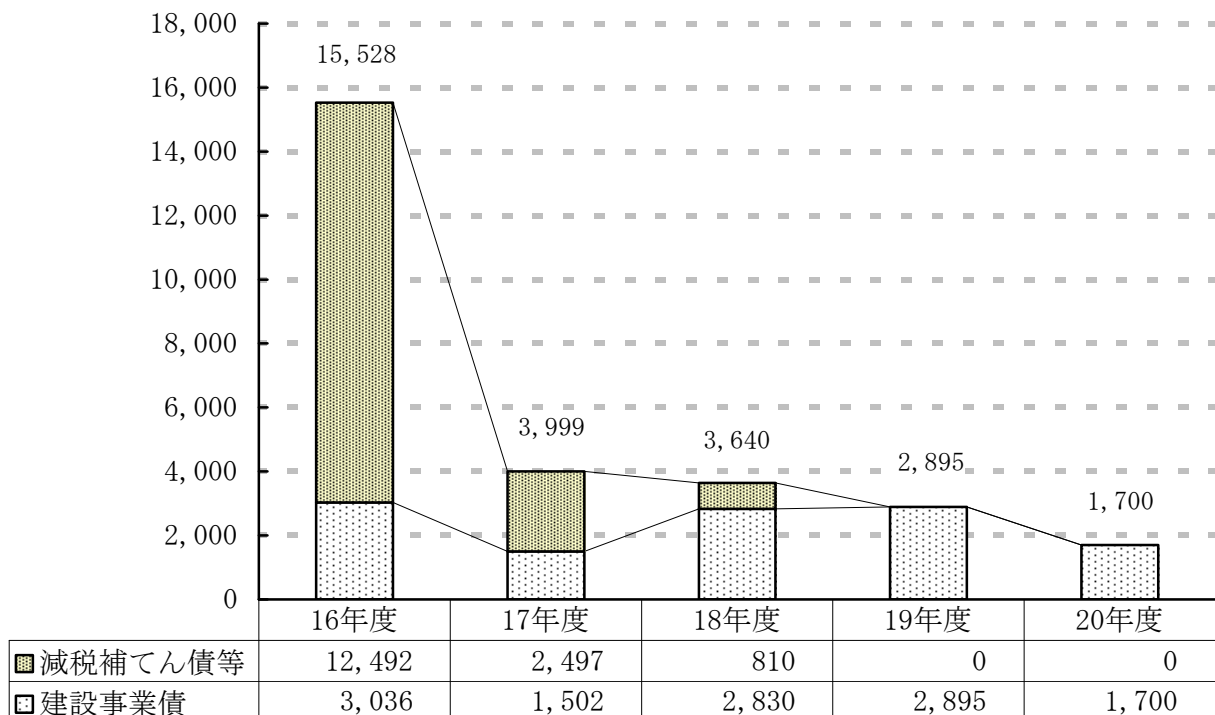
特別区債は、特別区が税収入の不足を補うため、資金調達することにより、後年度に負担する債務（借金）です。「いたばしNo.1 実現プラン」において、健全な財政基盤を確立するため、平成27年度までの目標起債発行額を年度平均30億円と定め、区債発行を抑制しています。定率減税の廃止による減税補てん債の制度が廃止された19年度以降、起債発行は目標を達成している状況です。特に、平成20年度は適債事業も少なかったため、区債発行額を17億円に抑えることができました。

平成16年度は、平成7・8年度に発行した減税補てん債の一括借換分114億円を含め、125億円の減税補てん債等を発行し、建設事業債と合わせると155億円の区債を発行しました。その後、住民税の恒久的減税等による減収額を補うことを目的に発行する減税補てん債は、恒久的減税措置の廃止により、平成18年度をもって制度が廃止されました。

なお、平成15年度から市場公募債として「板橋けやき債」を発行し、平成20年度は小豆沢体育館改修事業に充てる目的で発行しました。「板橋けやき債」を通じて区民の方々に直接区債を購入していただくことにより、行政への参加意識の高揚を図っています。

特別区債発行額の推移

(百万円)



※特別区債の発行額は一般会計での数値を用いております。

<主な起債事業>

(単位；百万円)〔カッコ内はけやき債発行額〕

年度	起債事業名		発行額計
16	建設事業	産文ホール整備 533 リサイクル施設建設 601 道路整備 326 住宅地区改良 106 公園整備 45 学校耐震補強・大規模改修等 1,193 学校用地取得 232	15,528 (300)
	減税補てん債	減税補てん債(借換分) 11,444 減税補てん債 1,048	
17	建設事業	道路整備 614 住宅地区改良 113 公園整備 548 学校耐震補強・大規模改修 227	3,999 (200)
	減税補てん債	減税補てん債(借換分) 1,386 減税補てん債 1,111	
18	建設事業	保健所・健康福祉センター改築 1,331 道路整備 400 公営住宅建設 144 学校改築・大規模改修 955	3,640 (500)
	減税補てん債	減税補てん債 810	
19	建設事業	保健所・健康福祉センター改築 866 小豆沢体育館改修 381 志村ふれあい館改築 263 道路整備 400 住宅地区改良 65 公園整備 17 学校改築・大規模改修 903	2,895 (500)
20	建設事業	仲宿地域センター集会所改築 100 小豆沢体育館改修 500 志村ふれあい館改築 250 道路整備 350 自転車駐車場整備 100 学校大規模改修 400	1,700 (500)

**特別区債とは**

特別区債は、特別区が税等収入の不足を補うため、資金調達することによって負担する債務(借金)であり、その償還が一会計年度を越えて行なわれるものをいいます。後年度に償還を必要とするという点において、税やその他の財源と異なります。

特別区債には、以下の二つの主な機能があります。

ア 住民負担の世代間の公平を図る機能

例；学校や道路などの建設・・・建設等による便益は将来にも及ぶので、将来の住民にも負担を求めるもの。

イ 財政収入の年度間の調整を図る機能

例；住民税減税の影響・・・税などの財政収入の変動を補い、恒常的な行政需要に応えるもの。(平成18年度をもって制度終了)